

こんにちは！出雲市国際交流員です！



ジリアン アダムズ

Jillian Adams

Hello!
(ハロー)
こんにちは



出身地 アメリカ・フロリダ州

ひとこと 専門は日本語と心理学です。関西外国語大学で1年留学しました。

こんな国際交流員をめざしています！

出雲市の生活を体験したり、みなさんと話し合ったりして、お互いの心が分かるように交流をしたいです。出雲市の現在と未来のために頑張ります。

対応言語 英語・日本語



タンヤ セベリカンガス

Tanja Severikangas

Moi!
(モイ)
こんにちは



出身地 フィンランド・ラップランド地方

ひとこと 専門は美術とデザインです。山口県立大学で1年6か月留学しました。

こんな国際交流員をめざしています！

私は出雲のみなさんと一緒に、美術、物づくり、料理等で地域づくりをしたいです。たくさん体験を重ねて、出雲のいいところが世界中に伝わるよう取り組みます。

対応言語 フィンランド語・英語・日本語



カミーラ イキエネ

Camila Iquiene

Ola!
(オラ)
こんにちは



出身地 ブラジル・リオデジャネイロ州

ひとこと 専門は日本語とポルトガル語です。埼玉県で6か月の海外日本語教師研修を受けました。

こんな国際交流員をめざしています！

出雲市の日本人のみなさんとブラジル人のみなさん両方が暮らしやすくなるために、日本とブラジルの交流の架け橋として頑張りたいと思います。

対応言語 ポルトガル語・英語・日本語

国際交流員は、国際交流や国際理解教育の場に参加し、地域の国際化や多文化共生を進める活動をしています。

派遣例

- ・コミュニティセンターや自治会(町内会)などが開催する国際関連講座、国際理解、多文化共生のための講座など
- ・保育園、幼稚園、小・中学校などが行う国際関連授業など

～対象とならない派遣～ ・営利を目的とするイベント、会合など ・単に語学講座(学習)が目的の場合

おたずね/政策企画課 文化国際室 ☎ 21-6576 FAX 21-6752 E-mail : kokusai@city.izumo.shimane.jp



2月11日宍道湖西岸で飛翔するタンチョウ

となりの

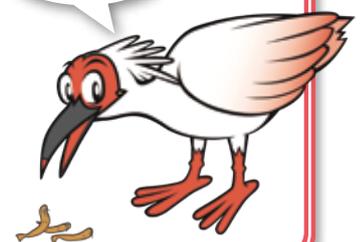
ニコトツキー

第48回

この冬、宍道湖に
タンチョウがやってきた！

斐伊川水系の宍道湖・中海地域は、大型水鳥が飛来する国内有数の水鳥の渡来地です。(市が飼育しているトキも大型水鳥の仲間です)特にガン・カモ類は、数万羽単位で飛来し、集まる場所となっています。そのような中で、時々珍しい鳥が飛来することがあり、この冬には、10年ぶりに宍道湖

珍しい仲間が
来たよ!



西岸で特別天然記念物のタンチョウの飛来が確認されました。

タンチョウも大型水鳥で、たくさん釣る必要としますが、一か月以上居ることからもこの地域のエサの豊富さがうかがわれます。

なお、この地域は、コウノトリ等の大型水鳥も生息している貴重な地域であることから出雲市は、島根県や雲南市と協力して、環境がどのようになっているのか、また、どのようにすればその環境が良くなるのかについての研究調査等の事業を行っています。

今年度は、その事業の一環で出雲市稗原地区において田んぼの中の水路の状況調査や、田んぼの生き物調査などを行いました。

令和2年度では、違う場所での調査や学習会等を実施する予定です。

おたずね

出雲市トキ分散飼育センター

☎ 21-3550

令和2年度 市民協働事業支援補助金(GOGOチャレンジ補助金) 事業提案募集!



提案書提出締切: 5月11日(月)

みなさんの自由な発想によるユニークな事業提案をお待ちしています。
(※はじめて応募される団体は、事前に市民活動支援課ご相談ください。)

<p>補助金額 1事業あたり 30万円を上限 補助率: 対象経費の4/5以内</p>	<p>対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政と協働して地域課題の解決をめざす事業 補助金交付が終了した後も、地域の課題解決に向けて活動が継続して行われる見込みがある事業 斬新な発想で、他地域に広がるモデルとなりうる事業 <p>対象団体 市内の市民団体(NPO法人含む。)</p>	<p>補助期間 1年</p> <p>審査方法 プレゼンテーション (審査会において補助対象事業を決定。6月初旬)</p> <p>採択事業数 10事業(目安)</p>
--	---	---

■ おたずね・申込先 ■

市民活動支援課 〒693-8530 今市町70番地
☎21-6528 FAX 21-6299 メール gakushu@city.izumo.shimane.jp

ご存知ですか?

自転車等の放置禁止区域

市では、自転車等(原付も含む)の放置を防止し、市民生活の安全、街の美観や都市機能の維持を図り、良好な生活環境を確保するため、『出雲市放置自転車等の防止に関する条例』を定めており、公共の場所等に放置された自転車等を撤去することとしています。

この条例により、特に放置自転車の多いJR出雲市駅周辺を自転車等の放置禁止区域に指定し、自転車等が2時間以上放置された場合は、適宜撤去し、出雲市駅西駐輪場で保管しています。

※引き取りの際は、撤去費(千円)・保管費(保管日数に応じて1~4千円)が必要となります。

●出雲市駅西・出雲市駅東駐輪場をご利用ください。(例:自転車1日100円・1時間まで無料)
●通勤・通学等で駐輪場を利用される人は、定期利用でさらにご利用しやすくなります。
(例:自転車1か月1,280円)
※おたずね/西駐輪場 ☎21-1329、東駐輪場 ☎30-1560

おたずね/交通政策課 ☎21-6819